

清瀬市墓地等の経営の許可等に関する条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「法」という。）第10条に規定する墓地、納骨堂又は火葬場（以下「墓地等」という。）の経営の許可等に関し必要な事項を定め、墓地等の経営が安定的及び永続的に行われることで使用者の安心を確保し、かつ、墓地等と市民生活における周辺環境との調和を図ることを目的とする。

（用語）

第2条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

（墓地等の経営主体）

第3条 墓地等を経営することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、特別の理由がある場合であって、公衆衛生その他公共の福祉に特に支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。

（1）地方公共団体

（2）宗教法人法（昭和26年法律第126号。以下「宗教法人法」という。）第4条第2項に規定する宗教法人であって、その主たる事務所又は従たる事務所（以下「事務所等」という。）を清瀬市内に有し、かつ、その事務所等について宗教法人法に基づく登記をした日の翌日から起算して第4条の申請の日までの期間が規則で定める期間を経過しているもの

（3）墓地等の経営を目的とする公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第3号に規定する公益法人であって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）の規定により登記された事務所を清瀬市内に有し、かつ永続的に墓地等を経営しようとするもの（以下「公益法人」という。）

（墓地等の経営の許可等の申請）

第4条 墓地等の経営の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

- 2 前項に規定する申請は、第5条から第7条まで並びに第8条第2項及び第3項に規定する手続を経た後でなければ行うことができない。ただし、市長が公衆衛生その他公共の福祉に特に支障がないと認めるときは、当該手続の全部又は一部を省略することができる。
- 3 墓地の区域、墳墓を設ける区域若しくは納骨堂若しくは火葬場の施設の変更の許可又は墓地等の廃止の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。
- 4 前項に規定する申請が墓地の区域又は墳墓を設ける区域の拡張に係るものである場合は、第5条から第7条まで並びに第8条第2項及び第3項に規定する手続を経た後でなければ、当該申請を行うことができない。ただし、公衆衛生その他公共の福祉に特に支障がないと市長が認めるときは、当該手続の全部又は一部を省略することができる。
- 5 市長は、第1項又は第3項の申請に許可をするときは、公衆衛生その他公共の福祉向上に必要な条件を付することができる。

(申請をする前の協議)

第5条 前条第1項に規定する申請をしようとする者及び同条第3項に規定する墓地の区域又は墳墓を設ける区域の拡張に係る申請をしようとする者(以下「申請予定者」という。)は、当該申請に係る計画(以下「墓地等の計画」という。)について、当該申請をする前に市長と協議しなければならない。

- 2 前項に規定する申請をする前の協議は、規則で定める協議書を市長に提出して行わなければならない。
- 3 市長は、第1項に規定する協議のために前項に規定する協議書の提出があったときは、申請予定者に対して、必要な指導及び助言を行うことができる。

(標識の設置)

第6条 申請予定者は、前条第2項に規定する協議書を提出したときは、墓地の区域若しくは墳墓を設ける区域の拡張又は墓地等の設置に係る区域(以下「建設予定地」という。)の近隣住民(建設予定地の近隣に土地を所有する者又は建築物の全部若しくは一部を占有

し、若しくは所有する者をいう。次条において同じ。)に墓地等の計画を周知するため、規則で定めるところにより、建設予定地の見やすい場所に標識を設置し、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

(説明会の開催等)

第7条 申請予定者は、墓地等の計画について、規則で定めるところにより、建設予定地の敷地境界線から100メートル(火葬場の場合は、おおむね250メートル)の水平距離の範囲内の近隣住民及びその者を構成員に含む地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項に規定する団体(以下「近隣住民等」という。)に対する説明会を開催し、規則で定めるところにより、その経過の概要等を市長に報告しなければならない。

(近隣住民等の意見の申出)

第8条 近隣住民等は、墓地等の計画について次の各号に掲げる事項に係る意見があるときは、規則で定めるところにより市長に申し出ることができる。

- (1) 公衆衛生その他公共の福祉に関する事項
- (2) 構造設備及び周辺環境との調和に関する事項
- (3) 建設工事の方法等に関する事項

2 前項に規定する申出に正当な理由があると市長が認めるときは、申請予定者は近隣住民等と協議を行わなければならない。この場合において、申請予定者は近隣住民等の理解を得るよう努めるものとする。

3 申請予定者は、前項に規定する近隣住民等との協議を行ったときは、規則で定めるところにより、第1項に規定する意見の協議結果を速やかに市長に報告しなければならない。

(墓地の設置場所)

第9条 墓地の設置場所は、次の各号に掲げる基準に適合しなければならない。

- (1) 墓地を經營しようとする者が所有する土地(共有者の持分があるものを除く。)で、所有権以外の権利が存しないもの。ただし、

地方公共団体が墓地等を経営するとき又は市長が特に理由があると認めるときは、この限りでない。

- (2) 河川又は湖沼から墓地までの水平距離を20メートル以上確保すること。ただし、公衆衛生その他公共の福祉に特に支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。
- (3) 高燥で、かつ、飲料水を汚染するおそれのない土地であること。
(墓地の構造設備基準)

第10条 墓地の構造設備は、次の各号に掲げる基準に適合しなければならない。ただし、公衆衛生その他公共の福祉に特に支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 墓地の周囲には、障壁等を設けて外部と区画すること。
- (2) 通路は、アスファルト、コンクリート、石等堅固な資材で築造し、規則で定める幅員を設けること。
- (3) ごみ集積設備、給水設備、便所、管理事務所及び規則で定める基準を満たす駐車場を設けること。ただし、これらの施設の全部又は一部について、当該墓地を經營しようとする者が、当該墓地までの水平距離で100メートル以内に墓地の利用者が使用できる施設を所有する場合において、市長が公衆衛生その他公共の福祉に特に支障がないと認めたときは、当該施設に関しては、この限りでない。
- (4) 敷地内で発生する汚水は、規則で定める基準により適切に排水すること。
- (5) 敷地内の雨水は、規則で定める基準により適切に処理すること。
- (6) 墓地の区域内に規則で定める基準により緑地を設けること。
- (7) 墓地及び駐車場の出入口が規則で定める幅員の道路に接していること。

2 墳墓を設ける区域を変更しようとする場合の構造設備基準は、前項に規定する墓地の構造設備基準に準ずる。

(納骨堂の設置場所)

第11条 納骨堂の設置場所は、次の各号に掲げる基準に適合しなければならない。

- (1) 納骨堂を經營しようとする者が所有する土地（共有者の持分があるものを除く。）で、所有権以外の権利が存しないもの。ただし、地方公共団体が經營しようとするときは、この限りでない。
- (2) 寺院、教会等の礼拝の施設又は火葬場の敷地内であること。ただし、地方公共団体又は公益法人が經營しようとするときは、この限りでない。

（納骨堂の構造設備基準）

第12条 納骨堂の構造設備は、次の各号に掲げる基準に適合しなければならない。

- (1) 壁、柱、はりその他の主要な部分は、耐火構造にすること。
- (2) 床面は、コンクリート、タイル、石等堅固な資材で築造すること。
- (3) 設備は、不燃材料を用いること。
- (4) 必要な換気設備を設けること。
- (5) 出入口及び窓には、防火戸を設けること。
- (6) 出入口及び納骨装置は、施錠ができる構造であること。ただし、納骨装置の存する場所への立入りが納骨堂の管理者に限られているときは、納骨装置については、この限りでない。

（火葬場の設置場所）

第13条 火葬場の設置場所は、住宅、学校、保育所、医療機関、福祉施設、事務所、店舗等及びその敷地から火葬場の敷地までの水平距離が300メートル以上離れていなければならない。

2 火葬場内において当該火葬場の施設を増築し、又は改築する場合その他特別の理由がある場合にあっては、公衆衛生その他公共の福祉に特に支障がないと市長が認めるときは、前項の規定は適用しない。

（火葬場の構造設備基準）

第14条 火葬場の構造設備は、次の各号に掲げる基準に適合しなければならない。

- (1) 境界には、障壁又は密植した樹木の垣根を設けること。
- (2) 出入口には、門扉を設けること。

- (3) 火葬炉は、5基以上設けること。ただし、地方公共団体が設ける火葬場については、この限りでない。
- (4) 火葬炉には、防じん及び防臭に十分な能力を有する装置を設けること。
- (5) 収骨室及び遺体保管室を設けること。
- (6) 収骨容器等を保管する施設を設けること。
- (7) 残灰庫を設けること。
- (8) 管理事務所、待合室及び便所を設けること。
- (9) 規則で定める基準を満たす駐車場を設けること。

(焼骨以外の埋蔵の禁止等)

第15条 墓地の経営者は、当該墓地において、焼骨のほかは埋蔵又は埋葬させてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

- (1) 非常災害その他の事故等において緊急に対応せざるを得ないとき。
- (2) その他特別の事情により市長が認めたとき。

(工事の完了の届出)

第16条 第4条第1項又は第3項に規定する申請をした者は、当該墓地等の新設、変更又は廃止に係る工事が完了したときは、規則で定めるところにより、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

(経営の許可)

第17条 市長は、前条の規定による届出があった場合において、当該届出に係る墓地等が第9条から第14条までに規定する基準に適合すると認めるときは、当該墓地等に係る法第10条の許可をするものとする。

(みなし許可に係る届出)

第18条 法第11条第1項又は第2項の規定により墓地又は火葬場の新設、変更又は廃止の許可があったものとみなされるときは、その墓地又は火葬場の経営者は、規則で定めるところにより、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

(申請事項変更の届出)

第19条 第17条の許可を受けた者は、第4条第1項又は第3項(墓地等の廃止に係る場合を除く。)の規定により申請した事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

2 前項の規定は、前条に規定する届出をした者について準用する。

(帳簿の作成)

第20条 宗教法人法第6条第1項に規定する公益事業として墓地を経営する宗教法人及び墓地を経営する公益法人は、当該墓地の経営に関する当該年度の財産目録、収支計算書、貸借対照表及び事業報告書を作成しなければならない。

(契約内容の基準)

第21条 宗教法人が宗教法人法第6条第1項に規定する公益事業として経営する墓地及び納骨堂並びに公益法人が経営する墓地及び納骨堂の使用に係る契約の内容は、使用者の権利義務を明確にする等のため、規則で定める基準に適合したものでなければならない。

(管理者の講ずべき措置)

第22条 墓地等の管理者(法第12条の規定により市長に届け出た管理者をいう。以下同じ。)は、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 墓石の倒壊又はそのおそれがあるときは、速やかに安全措置を講じるとともに墓石の所有者に同様の措置を求めること。
- (2) 納骨堂又は火葬場の施設が老朽化又は破損したときは、速やかに修復等を行うこと。
- (3) 墓地等を常に清潔に保つこと。
- (4) 墓地等においては、何人に対しても、死者又はその遺族に対して礼を失する行為をさせないこと。

(無縁の焼骨の保管等)

第23条 墓地又は納骨堂の経営者は、無縁の焼骨等を発掘し、又は収容したときは、これらを当該墓地又は納骨堂の一定の場所に保管しなければならない。

2 前項の場合において、墓地又は納骨堂の経営者は、焼骨等の発掘又は収容の場所及び年月日その他必要な事項を記録しておかなければならない。

(勧告)

第24条 市長は、申請予定者が第5条から第7条まで並びに第8条第2項及び第3項に規定する手続を適正に行っていないと認めるときは、申請予定者に対して、必要な勧告をすることができる。

(公表)

第25条 市長は、申請予定者が前条に規定する勧告を受けたにもかかわらず、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項に規定する公表をしようとするときは、規則で定めるところにより、当該勧告を受けた者に対して期間を定め、意見を述べる機会を与えるものとする。

(立入調査)

第26条 市長は、墓地又は納骨堂の経営者又は管理者の協力を得て、この条例の施行に必要な限度において、清瀬市の職員等（以下「職員等」という。）を墓地又は納骨堂に立ち入らせて施設、帳簿、書類及びその他の物件を調査させることができる。

2 前項に規定する立入調査をする職員等は、規則で定めるその身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第27条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に、墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例（昭和59年東京都条例第1

25号。以下「都条例」という。)第4条第1項又は第2項の規定により東京都知事に対して申請した墓地等(市の区域内のものに限る。)で、施行日において現に都条例第4条第1項又は第2項の規定による許可に至っていないものは、第4条第1項又は第3項の規定により市長に対して申請した墓地等とみなす。この場合における第17条の規定の適用については、同条中「第9条から第14条まで」とあるのは「墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例(昭和59年東京都条例第125号)」とする。